

保育サービスなど

一時預かり

こども施設課

☎027-220-5705

普段は家庭で保育できるお子さんについて、

- 1 パート等で週2～3日程度保育が必要になった
- 2 保護者や親戚の病気の看病等で急に保育できなくなった
- 3 少し育児のことを忘れてリフレッシュしたい

といったときに、週3日程度、または月14日程度の期間で利用できる制度です。

◆利用料

各保育園・認定こども園により異なります。直接施設にお問い合わせください。

なお、参考までに、公立保育所は日額1,500円となります。

地域子育て支援センター

こども施設課

☎027-220-5706

市内各地域の保育所（園）・認定こども園・児童館において、子育て家庭を支援する次のような各種事業を行っています。

- 1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- 2 子育て等に関する相談・援助の実施
- 3 地域の子育て関連情報の提供
- 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- 5 地域支援活動の実施

（具体的な行事内容は各実施施設で決めています。）

◆利用料

各実施施設でご確認ください。

◆利用申込

各実施施設にお問い合わせのうえ、直接希望先にお申込みください。

休日保育

こども施設課

☎027-220-5705

日曜・祝日に仕事の都合などで家庭保育できないときに利用できる制度です。

◆対象

前橋市内に所在する認可保育所（園）、認定こども園に入所中（2、3号認定の方）で、保護者が就労等の理由により日曜日及び祝日に保育できない児童。

◆実施施設

前橋東保育園（☎027-211-5001）

大胡第3こども園（☎027-284-0055）

※上記以外の保育所（園）・認定こども園に入所（園）中の児童も利用できます。

ただし、2・3号認定児童のみが対象です。

※施設の職員体制が確保できない場合は休止することもあります。

◆利用料

無料

※ただし、休日保育を利用する場合には、週1日以上利用しない日（代替休日）を設けてください。

◆利用方法

各実施施設に直接お問い合わせください。

放課後児童クラブ

こども施設課

☎027-220-5706

保護者の就労などにより、学校が終わって児童が家に帰っても面倒をみてくれる人がいない家庭に代わり、専任の支援員が、遊びや育成支援を行うとともに、安全な生活の場を提供する放課後児童クラブを、市内85か所に開設しています。仕事を持つ保護者が安心して働くことができ、子どもたちは支援員のもと有意義な放課後を過ごしています。

クラブの運営は、一般社団法人、NPO法人、社会福祉法人などによる運営組織が行っています。保護者の負担金は各クラブで異なり、学年別の違いや減免制度があるクラブもあります。

◆対象児童

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童。

◆開所日、時間

クラブによって異なりますが、概ね次のとおりです。

・平日＝下校時から18：30頃まで

・学校休業日（土曜、春・夏・冬休み）＝8：00頃から18：30頃まで
（日曜・祝日は除く）

◆利用申込

申込みについては各クラブへ直接お願いします。

病児・病後児保育

こども施設課

☎027-220-5706

児童が病気等で集団保育が困難であり、保護者が就労等の理由で家庭保育ができないときに、一時的に専用施設でお預かりします。

◆対象児童

生後8週間から小学校3年生までの児童であって、市内に住所を有する児童または市内の事業所に勤務する保護者の児童であって、一定の条件を満たす方。

※詳細な条件及び利用方法については各施設にお問い合わせください。

◆利用料

利用児童の世帯区分	利用児童1人当たりの利用料 (日額)
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯	0 円
上記以外の世帯	2,000 円

※市町村民税非課税世帯は補助制度があります。

◆実施施設

施設名	所在地	電話番号
済生会前橋病院 「おひさまの家」	前橋市上新田町632番地3	027-252-6039
前橋赤十字病院 「たんぽぽ」	前橋市朝倉町389番地1	027-225-5264
かなざわ小児科クリニック 「おれんじ」	前橋市幸塚町90番地1	080-7151-0313
大胡第2こども園 「大胡チャイルドサポート」	前橋市堀越町1390番地2	027-212-1551

ひとり親家庭支援事業

こども支援課

☎027-220-5701

ひとり親家庭の方がファミリー・サポート・センターを利用した場合、群馬県の補助と併せて、前橋市からも利用料の一部が補助されます。詳しくは次ページのファミリー・サポート・センター利用料金の表を参考にしてください。

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、「子育ての手伝いをしたい」「子育ての手助けをしてほしい」という人たちが会員となって、一時的な子どものお世話を有料で行うシステムです。

◆利用の仕方

- 保育園や幼稚園の開始時間まで、また、終了時間のあと子どもを預かります。
- 保育園や幼稚園までの送迎を、保護者に代わって行います。
- 放課後児童クラブ（学童保育）終了後や、学校の放課後に子どもを預かります。
- 保護者の短時間・臨時的就労、外出などの場合に子どもを預かります。

◆会員登録

利用するためには、まずセンターに登録して会員になることが必要です。
会員登録は次の三通りです。

1 おねがい会員

生後3ヶ月以上の乳幼児から小学校6年生までの子どもをお持ちの方で、援助をお願いしたい方

2 まかせて会員

心身ともに健康で、自宅で子どもを預かれる方。育児に熱意や関心があり育児を通じて社会参加をしてみたいと思っている方、地域で何かやってみたいと思っている方 年齢や資格は問いません。

3 どっちも会員

おねがい会員と、まかせて会員の両方という方

◆利用料金（子ども1人1時間当たり）

ファミリーサポート預かり

利用日	利用時間	利用金額	前橋市助成額	群馬県助成額
平日	7:00-19:00	700円/時間	【一般世帯】	300円/時間
	上記以外	800円/時間	200円/時間	
平日以外 年末年始	7:00-19:00	800円/時間	【非課税・生活保護世帯】	
	上記以外	900円/時間	400円/時間	

※ひとり親家庭の方は前橋市及び群馬県の助成が受けられます。

※月30時間を超えた場合は、通常料金となりまた、2人目以降は半額の助成になります。

※年末年始は12/29～1/3の期間です。

病児・病後児預かり

利用日	症 状	利用金額	前橋市助成額	群馬県助成額
平 日	病児・病後児 の状態により 相談	1,000 円/時間	【一般世帯】 300 円/時間	350 円/時間
平日以外 年未年始		1,300 円/時間	【非課税・生活保護世帯】 650 円/時間	

※医療機関に受診後、熱が 38℃未満で風邪程度の病気のお子さんの預かりです。健康な時に事前打ち合わせが必要です。

※ひとり親家庭の方は前橋市及び群馬県の助成が受けられます。

※月 20 時間を超えた場合は、通常料金となります。

※年未年始は 12/29～1/3 の期間です。

お泊り（病児不可） ※午後 7 時から午前 8 時までの利用

利 用 日	内 容	金 額
平 日	就学前の子	一泊 7,000 円
	就学後の子	一泊 6,000 円
土曜、日曜、祝日 年未年始（12月29日～1月3日）	—	一泊 10,000 円

その他に交通費・食事代・オムツ代等については、実費がかかります。

◆会員登録・問い合わせ先

前橋市ファミリー・サポート・センター

前橋市大渡町二丁目 3-15（ジョブセンターまえばし 1 階）

開所時間 9:00～17:00（水曜日のみ 9:00～19:00）

休所日 土・日・祭日及び年未年始

TEL 027-289-3946

メールアドレス：maesuppo@amail.plala.or.jp



ショートステイ（短期入所生活援助事業）

こども支援課

☎ 027-220-5702

保護者が病気などの都合で養育できない場合、児童養護施設等において一時的に児童を預かる制度です。

◆対象事由

保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張等

◆期 間

要相談 原則7日以内

◆利用料

日額0円～5,350円。保護者の前年度の課税状況等により利用料金が変わります。

トワイライトステイ（夜間養護事業）

こども支援課

☎027-220-5702

保護者の仕事等により、夜間に不在となる家庭の児童（2歳以上）を、児童養護施設において夜間預かる制度です。

◆対象事由

上記の理由で、保護者が、児童を養育することが困難になった場合、その他緊急の場合

◆期 間

要相談 利用時間は夕方～午後9時

◆利用料

日額0円～750円。保護者の前年度の課税状況等により利用料金が変わります。

児童発達支援

障害福祉課

☎027-220-5712

未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

放課後等デイサービス

障害福祉課

☎027-220-5712

保
育

就学している障害児を対象に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を提供します。放課後や夏休みなどの長期休業期間等に利用できます。